特定非営利活動法人STORIA 理事会規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人STORIA(以下「法人」という。)の定款第6章に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(理事会の開催)

- 第3条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
- (3) 定款第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会はオンライン会議システムを利用して開催することができる。

(招 集)

第4条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

第3章 理事会の議事

(議 長)

第6条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の運営)

第7条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第8条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第9条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表

示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、 監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第10条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、代表理事及び監事が記名しなければならない。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

- 第11条 理事会は、定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章雑則

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。